

大分県報

令和六年
第五四五号
九月二十四日

（火曜日）

目次

告示

- 青少年に有害な興行の指定……………一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の構造等の変更許可申請……………一
令和六年度臨時種畜検査に合格した種畜……………四
保安林の指定……………四
道路の供用開始……………四

告示

大分県告示第四百四十五号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和六年九月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令六・ 九・九	映画	パーフェクト・キス 濡らしてプ レイバック	オーピー映画	著しく青少年の 性的感情を刺激 し、その健全な 育成を害するお それがある。

大分県告示第四百四十六号

令和六年九月二十四日

大分県報（告示）

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和六年九月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
日田市大字三和二千五百三十
鹿島・梅林・友岡特定建設工事共同企業体
所長 扇 裕次
- 特定事業場の所在地及び名称
中津市山国町守実
日田山国一号トンネル避難坑一工区JV工事事務所
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理方法、排出水の量及び排水の汚染状態

令和六年九月二十四日

大分県報（告示）

二

汚水の汚染状態				汚水等の一日当たりの量		項目	単位	m ³ /日	単位	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	区分	5 汚水等の処理の方法
化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日																	
一・三	一・三	一一	処理前	通常の値	四、三〇〇	処理前	通常の値	四、三〇〇	なし	二四時間	連続				縦二二m×横一四m×高さ四・五m	鋼板製	二五〇m ³ /時	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿・砂ろ過方式	濁水処理設備	変更前		
一・三	一・三	五・八 〽 八・六	処理後		四、三〇〇	処理後		四、三〇〇														
一五	一〇	一二	処理前	最大の値	六、〇〇〇	処理前	最大の値	六、〇〇〇	同上	同上	同上	令六・一〇・一五	令六・一〇・一五	令六・一〇・一	同上	同上	四五〇m ³ /時	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	同上	変更後		
一五	一〇	五・八 〽 八・六	処理後		六、〇〇〇	処理後		六、〇〇〇														
一〇	五	一一	処理前	通常の値	七、七〇〇	処理前	通常の値	七、七〇〇	同上	同上	同上	令六・一〇・一五	令六・一〇・一五	令六・一〇・一	同上	同上	四五〇m ³ /時	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	同上	変更後		
一〇	五	五・八 〽 八・六	処理後		七、七〇〇	処理後		七、七〇〇														
一五	一〇	一二	処理前	最大の値	一〇、八〇〇	処理前	最大の値	一〇、八〇〇	同上	同上	同上	令六・一〇・一五	令六・一〇・一五	令六・一〇・一	同上	同上	四五〇m ³ /時	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿方式	同上	変更後		
一五	一〇	五・八 〽 八・六	処理後		一〇、八〇〇	処理後		一〇、八〇〇														

の値	浮遊物質質量	窒素含有量	りん含有量	汚水の汚染状態の値						項目	一日当たりの排出水量		排水口名	区分	6 排水水の量及び汚染状態の値	
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		単位	m ³ /日				単位
				りん含有量	窒素含有量	浮遊物質質量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度		単位	m ³ /日				単位
	一、〇〇〇	〇・四	〇・〇二	四	一・三	一・三	五・八〇八・六	通常 の値	通常 の値	四、三〇〇	通常 の値	排水口①	変更前	二		
	三、〇〇〇	〇・四	〇・〇二	二	一五	一〇	五・八〇八・六	最大 の値	最大 の値	六、〇〇〇	最大 の値	同上	変更後	二		
	一、〇〇〇	五	一・五	一五	一〇	五	五・八〇八・六	通常 の値	通常 の値	七、七〇〇	通常 の値			一・五		
	一五	五	一・五	二	一五	一〇	五・八〇八・六	最大 の値	最大 の値	一〇、八〇〇	最大 の値			二		
	二〇	二〇	二	二	二〇	二〇	二							二		

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和六年九月二十四日から同年十月十五日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

令和六年九月二十四日

大分県報(告示)

大分県告示第四百四十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和六年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和六年九月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
令六大分県臨一第一号	DC1400	その他	級外
令六大分県臨一第二号	DC1429	その他	級外
令六大分県臨一第三号	DC1466	その他	級外
令六大分県臨一第四号	DC1469	その他	級外
令六大分県臨一第五号	DC1471	その他	級外
令六大分県臨一第六号	DC1475	その他	級外
令六大分県臨一第七号	DC1529	その他	級外
令六大分県臨一第八号	DC1530	その他	級外
令六大分県臨一第九号	DC1538	その他	級外
令六大分県臨一第十号	DC1550	その他	級外

大分県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和六年九月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 保安林の所在場所
宇佐市大字麻生字下ノ平五一八番から五二二番まで、五二五番、五二六番一から五二六番四まで、五二八番、五二九番、五三〇番一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

<p>道路の種類及び路線名</p> <p>県道小川穴井迫線</p>	<p>供用開始区間</p> <p>竹田市大字川床字蒟蒻二七番五から竹田市大字川床字蒟蒻六番六まで</p>	<p>供用開始年月日</p> <p>令六・九・二四</p>
	<p>大分県告示第四百四十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和六年九月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和六年九月二十四日</p>	
	<p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>大分県告示第四百四十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和六年九月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和六年九月二十四日</p>	

- 1 次の森林については、主伐は択伐による。
字下ノ平五一九番・五二五番・五二八番・五二九番・五三〇番一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）